

はじめに

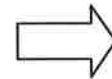
- ・計画策定の趣旨等

第 1 章 計画の策定について

- 1 計画の位置付け
 - ・「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき国から出された「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的の方針（平成 27 年 10 月厚生労働省告示 417 号）に基づく計画
- 2 計画の期間
 - ・平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間
- 3 計画の進行管理

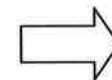
第 2 章 高知県のひとり親家庭等の現状と課題

- 1 高知県のひとり親家庭等の現状
 - ・高知県のひとり親家庭及び離婚件数の推移
- 2 第二次計画の基本的な方向別に見た課題
 - (1) 就業支援
 - (2) 経済的支援
 - (3) 日常生活支援
 - (4) 情報提供、相談支援



資料 4

第 3 章 第二次計画以降の国の動向



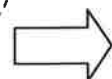
資料 1

第 4 章 取り組みの方向と施策

- 1 基本理念
 - ・「ひとり親家庭等が自立し、安心して暮らし、子どもたちが夢と希望を持って育つことのできる高知県」
- 2 基本的な方向と基本目標
 - (1) 情報提供・相談体制の強化
 - (2) 就業支援の強化
 - (3) 経済的支援の充実
 - (4) 日常生活支援の充実
- 3 計画の体系
- 4 具体的な施策
 - (1) 情報提供・相談体制の強化
 - (2) 就業支援の強化
 - (3) 経済的支援の充実
 - (4) 日常生活支援の充実

・基本目標（アウトカム）は【P】

・基本的な方向
・具体的支援の方向
・取組項目
・具体的な取組内容
・KPI（アウトプット）



資料 5, 6